令和4年度　漁業就業促進研修受講生募集要領

1　研修の種類と内容

<table>
<tr><td>一級小型船舶操縦士
（第一種及び第二種）</td><td>総トン数20トン未満の船舶の操縦士資格を取得するための講習です。なお、第二種は実技に関する講習と試験は免除されます。

＜第一種の受講資格＞
① 漁業就業者
② 学科試験日に満１７歳９ヶ月以上の年齢に達している方
③ 身体検査に合格できる方
検査内容
Ⅰ 視　力（両眼とも0.5以上の視力を有すること。）
Ⅱ 弁色力（夜間において船舶の灯火の色を識別できること。）
Ⅲ 聴　力（5mの距離で話声等を弁別できること。〈補聴器使用可〉）
Ⅳ その他、国土交通省が定める所定の身体検査基準に達していること。）

＜第二種の受講資格＞
④ 上記(①～③)に該当する方
⑤ 次の乗船履歴を有する方
なお、乗船履歴の審査は、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会北海道事務所において行いますので、審査手続きは、参加者各自で行っていただきます。
※　総トン数１００トン未満の船舶において、業として船舶の操舵に従事した期間が１年以上ある者で、総トン数２０トン未満の船舶において、業として船舶の操舵に従事した期間が６月以上ある者。ただし、前述の期間が試験開始期日の前５年以内に含まれていること。また、一眼が見えない者にあっては一眼が見えなくなった後の期間が３月以上あると証明できること。</td></tr>
<tr><td>潜　水　士</td><td>労働安全衛生法に基づく潜水士の資格を取得するための講習です。
＜受講資格＞
・ 漁業就業者で、満１８歳以上の方</td></tr>
<tr><td>第二級海上特殊無線技士</td><td>空中線電力10W以下(周波数1,606.5KHz~4,000KHz)及び５０W以下(周波数25,010KHz以上)の無線通信業務及びレーダー操作業務に従事するために必要な資格を取得するための講習です。
＜受講資格＞
① 漁業就業者
② 次の事項に該当しない方
・電波法第九章の規定に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者
・無線従事者の免許を取り消され、取り消しの日から二年を経過しない者
・著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者</td></tr>
</table>

２　定員と研修期間

種　　類	定員	研　　修　　期　　間
一級小型船舶操縦士		
第一回 （第一種）	３０名	令和４年 7月27日～ 8月 7日 （学科講習：令和４年 7月31日～ 8月 4日 学科試験：令和４年 8月 5日 実技講習：令和４年 7月27日～ 7月30日のうち1日間 実技試験：令和４年 8月 5日～ 8月 7日のうち1日間）
第二回 （第一種及び第二種）	１５名	令和４年11月 7日～11月19日 （学科講習：令和４年11月12日～11月16日 学科試験：令和４年11月17日 実技講習：令和４年11月 7日～11月11日のうち1日間 実技試験：令和４年11月17日～11月19日のうち1日間）
第三回 （第一種及び第二種）	３０名	令和５年 2月10日～ 2月22日 （学科講習：令和５年 2月15日～ 2月19日 学科試験：令和５年 2月20日 実技講習：令和５年 2月10日～ 2月14日のうち1日間 実技試験：令和５年 2月20日～ 2月22日のうち1日間）
潜　　水　　士	１０名	学科のみ　令和５年 2月 7日～ 2月12日
第二級海上特殊無線技士		
第一回	３０名	令和４年11月21日～12月23日
第二回	３０名	令和５年 2月 1日～ 2月 3日

※研修日程については、実施準備の都合等により変更する場合があります。

３　受講申込方法

受講希望者は、別添の受講申込書(様式１)に関係書類を添えて、道内の漁業協同組合を経由のうえ、北海道立漁業研修所に申し込んでください。

〈参加申込書類〉

① 研修受講申込書
② 身上調書
③ 推薦書（道内漁業協同組合のもの）

様式は、表裏一体

４　受講申込先及び研修の実施場所

〒041-1404　茅部郡鹿部町字本別５４０番地
北 海 道 立 漁 業 研 修 所
TEL:01372-7-5111　FAX:01372-7-3042

５　受講者の選考

受講申込者が募集定員を上回る場合には、４０歳以上の方を優先します。

６　受講者の決定及び通知

募集締切後、受講申込者の中から選考し受講者を決定します。

受講者を決定したときは、推薦のあった漁業協同組合を通じて本人に通知します。

７　研修受講に要する経費

受講者は、次表の受講経費（概算）を負担していただきます。

また、納入方法については、受講決定通知のときにお知らせします。

種　　類	合　計	内　　訳					
		研修受講料	宿泊施設使用料 ※３	食費	申請料等	教材費	その他（光熱費等）
一級小型船舶操縦士　※１							
（第一種）	99,000円	4,920円	910円	7,480円	73,850円	5,800円	6,040円
（第二種）	69,000円	4,920円	910円	7,480円	43,950円	5,800円	5,940円
潜　　水　　士	22,000円	4,920円	910円	7,480円	※２	2,400円	6,290円
第二級海上特殊無線技士	18,000円	2,460円	520円	3,490円	2,000円	2,920円	6,610円

※１　一級小型船舶操縦士(第一種)に係る実技講習期間の宿泊及び食費については、各自手配負担となります。

※２　潜水士の申請料等(申請用紙送料、試験手数料：６，８００円)は、各自手続きの際に負担してください（当所では申請手続きは行いません。)。

※３　宿泊施設使用料については、基本的に研修初日の前日に宿泊をしていただきますので、各研修日数＋１日分となっています。

※４　市町村民税が非課税となっている世帯に属する方等については、研修受講料の減免措置（１／２）があります。

なお、受講費用を主として負担する者が大規模な災害（知事の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合は、研修受講料（820円／日）及び宿泊施設使用料（130円／日）の免除措置があります。

詳しくは、漁業研修所までお問い合わせ願います。

８　その他

・本研修は、漁業研修所の寄宿舎に宿泊して全寮制で実施します。

・本研修において受講者が概ね定員の半数に満たない場合や、新型コロナウイルスの感染症等の状況によっては、研修を中止することがありますので、予めご了承ください。

・募集に際しては、研修の種類毎に漁業協同組合等に通知しますので、最寄りの機関にご確認ください。

※　研修又は募集の内容に関して、ご不明な点がありましたら、漁業研修所へお気軽にお問い合わせください。

様式１

研 修 受 講 申 込 書

年　　月　　日

北海道立漁業研修所長　　様

受講申込者氏名　　㊞

私は貴研修所が実施する 令和４年度 漁業就業促進研修を受講したいので、関係書類を添えて申し込みします。

研修の種類	

身 上 調 書

2-1

所属漁協	漁業協同組合	組合員資格	□正　□準　□無	
ふりがな 参加申込者 氏　名	姓	名	保護者氏名(申込者未成年の場合のみ)	写真貼付欄 ※顔が明確にわかるもの（サイズは問いません。）
生年月日	年　月　日（満　歳）	性別	□男 □女	
郵便番号	－	電話番号	（　　）　－	
住　所				
本　籍				
最終学歴	年　月　卒・中退			
受講希望講習に関連する資格受有状況	受有資格名称： 取得年月日：　年　月　日 免許番号：			無
受講申込理由				

身　上　調　書

使用（乗組）漁船の状況	漁船登録番号	HK　　－	船　名	
	総トン数		所有者	

従事している漁業種類	漁業種類名称	従事時期	就業状況
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他
	漁業	月～　　月	□自己経営　□共同経営　□自家漁業　□被雇用　□その他

漁業就業期間（通算）	年　　月

（記載上の注意）
1　各欄に所定事項を必ず記入し、□箇所は ✓印又は該当する方に○印をしてください。
2　本調書に未記入欄があるとき、又は記載に虚偽があると認められるときは受理できません。
3　「受講申込理由」欄は何故当該資格が必要かを記載してください。
4　就業状況について
自己経営…自己が営む場合　　共同経営…自己及び他者の出資等により営む場合
自家漁業…自家が営む漁業に従事する場合　　被 雇 用…他者の営む漁業に従事し給与を受けている場合
そ の 他…上記のいずれにも該当しない場合
5　漁業就業期間は、１年間の就業期間ではなく、漁業に従事するようになった時からの就業期間の累計を記載してください。

推　　薦　　書

年　　月　　日

北海道立漁業研修所長　　様

漁業協同組合

代表理事組合長　　印

上記の者は、貴研修所が行う 令和４年度 漁業就業促進研修の受講生として推薦します。

優先順位		
	４０歳以上	
	４０歳未満	

※　受講生の選考にあたっては、４０歳以上を優先します。
また、被推薦者(申込者)が複数いる場合、４０歳以上と４０歳未満に区分し、優先順位を付けてください。